

●香川県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、宇多津町選挙管理委員会から令和4年6月1日付けで、施設の指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和4年6月17日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
宇多津町	<u>南部すくすくスクエア</u>	<u>綾歌郡宇多津町150番地</u>	宇多津町	宇多津町津の郷北コミ ユニティー分館	略
	宇多津町津の郷北コミ ユニティー分館	略		略	
	略			略	
	ふれあいセンター	略		ふれあいセンター	略
	<u>あみのうら交流センタ ー</u>	<u>綾歌郡宇多津町1900番地</u>		宇多津町池の宮コミュ ニティー分館	略
	宇多津町池の宮コミュ ニティー分館	略		略	
略			略		
略			略		